

令和7年度 商品中古自動車の自動車税種別割の減免について

山口県では、中古自動車販売業者名義になっている商品中古自動車について、以下の条件のもとで、令和7年度の自動車税種別割を軽減する措置を講じることとしています。

1 減免となる商品中古自動車

令和7年4月1日午前0時（令和7年度自動車税種別割の賦課期日）において、中古自動車販売業者（以下「販売業者」といいます。）が商品として所有し、かつ展示し、道路運送車両法第4条に定める登録を受けている自動車（新規登録によるものを除く）で、その登録事項の所有者名及び使用者名がともに販売業者名義と同一であり、商品自動車であることが、一般財団法人日本自動車査定協会山口県支所（以下「査定協会」といいます。）において証明されているものに限りします。

したがって、令和7年4月1日に新規登録、移転登録又は変更登録等、道路運送車両法に定める各種登録を行った結果、自動車登録ファイルの登録事項の所有者名及び使用者名が販売業者名義になった自動車は、減免となる商品中古自動車とは認められませんので、注意してください。

2 査定協会への証明申請手続き

減免となる商品中古自動車は、査定協会の証明を受けているものに限られますので、次の書類を揃えて令和7年4月30日（厳守）までに証明申請をしてください。

- ①商品中古自動車証明申請書
- ②古物商許可証の写し
- ③主たる営業所等の届出を行ったことを証する書面の写し又は届出済みである旨の自認書
- ④当該自動車の自動車検査証又は電子検査証においては自動車検査証記録事項の写し（令和7年4月1日午前0時において当該販売業者名義であったことが確認できるもの。）

3 減免申請の手続き

減免を受けようとする方は、納期限（令和7年6月2日）までに次の書類を揃えて商品中古自動車に係る自動車税種別割の課税地を所管する県税事務所に減免申請の手続きを行ってください。

なお、提出期限までに申請されない場合は、令和7年度は減免を受けることができません。

- ①県税減免申請書
- ②査定協会の商品中古自動車証明書
- ③令和7年度の自動車税種別割納税通知書の写し

4 減免の要件

減免を受けるには、次の要件を満たしていることが必要です。

- (1) 減免申請自動車を含め販売業者が納税義務者となっている全自動車（県税事務所に申し出をされた自動車を含む。）の自動車税種別割（令和7年度を含め、これまで課税されているすべての自動車税種別割をいい、延滞金を含む。）について、すべて令和7年6月2日までに完納となり、滞納がないこと。
- (2) 地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は法において準用する国税通則法の規定により通告処分（料料に相当する金額に係る通告処分を除きます。）を受けた者にあつては、それぞれ、その刑の執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日又はその通告の旨を履行した日から3年を経過していること。また、地方税の滞納処分を受けた者にあつては、当該滞納処分の日から2年を経過していること。

5 減免される額

年税額の12分の3に相当する額が減免されます。

【減免額算出方法】

「年税額」×9÷12＝「算出税額」（100円未満の端数金額は切り捨て）

「年税額」－「算出税額」＝「減免額」

注）4～6月に抹消登録された場合の減免額は次のとおりです。

- | | | |
|--|---|---------------|
| <ul style="list-style-type: none">・4月中に抹消した場合 → 「減免額」＝「年税額」×1÷12・5月中に抹消した場合 → 「減免額」＝「年税額」×2÷12・6月中に抹消した場合 → 「減免額」＝「年税額」×3÷12 | } | 100円未満の端数切り捨て |
|--|---|---------------|